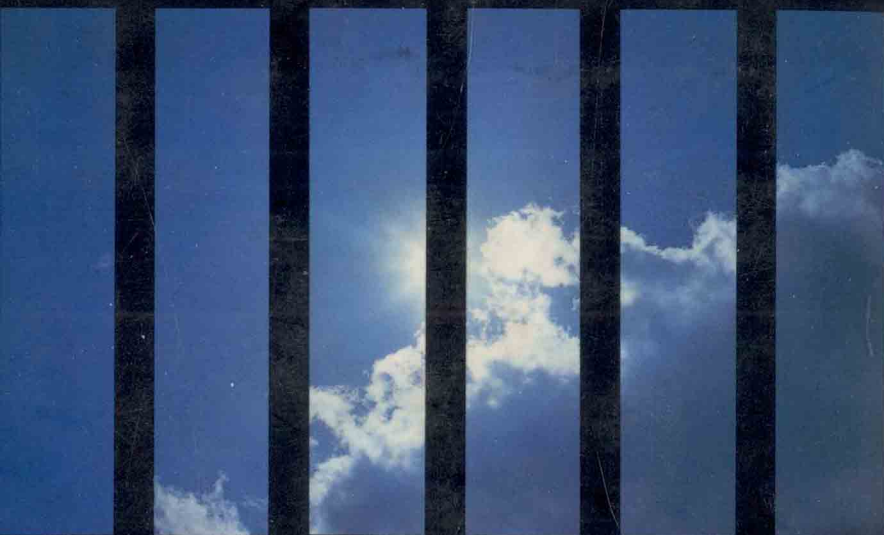
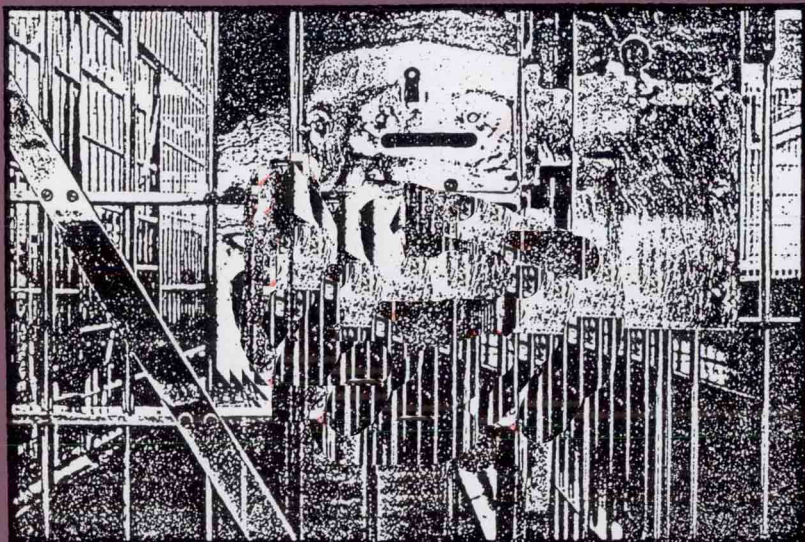


失われしもの



早瀬圭一

失われしもの



早瀬圭一

失われしもの

定価一二〇〇円

昭和六十年七月十五日 第一刷
昭和六十年七月二十五日 第三刷

著者 早瀬 圭一

編集人 川合多喜夫

発行人 関根 望

発行所 毎日新聞社

〒一〇〇 東京都千代田区一ツ橋
〒五三〇 大阪市北区堂島
〒八三〇 北九州市小倉北区紺屋町
〒四三〇 名古屋市中村区名駅

印刷 中央精版
製本 大口製本

©早瀬圭一 一九八五 (検印省略)

Printed in Japan

失われしもの／目次

プロローグ 7

第一章 事件発生・逮捕

24

第二章 自供 35

第三章 否定 62

第四章 初公判 74

第五章 無罪の主張 85

第六章 老母と姉 99

第七章 息子の日々 126

第八章 投書・面会 141

第九章 岡村事件 151

第十章 謝罪 169

第十一章 治江の経歴 179

第十二章 二十歳の女 200

第十三章 崩壊 217

第十四章 別居・同棲 228

第十五章の一 息子と母 239

第十五章の二 父と息子 248

第十六章 出直し 257

第十七章 疑惑 268

第十八章 暗転 287

第十九章 公判から 314

第二十章 求刑・弁論・判決

第二十一章 控訴へ 375

エピソード 382

あとがき 401

装幀……辰巳四郎

失われしもの

プロローグ

昭和五十五年五月六日、東京地方裁判所で、一人の女性が、極刑の死刑判決を受けた。
殺人と死体遺棄。そして、もう一つの殺人。名前を板橋治江という。

女性の犯罪が次第に凶悪化し、男性のそれと同じようになってきているというものの、極刑は、やはり珍しい。法務省は、この種のデータを一切公表しておらず、ほとんど唯一の貴重な文献は、勢藤修三著「死刑の考現学」（昭和五十八年三省堂刊）ぐらいのものであろう。同書は、永年にわたって法務省一筋に記者生活を送った著者が極秘扱いの資料を駆使してあらわした書物である。それによると、戦後、女性で死刑判決を受けたものは、これまでに七人いる。

二十二年・山本宏子（兵庫・強盗殺人）同年・八木マサ（福岡・放火・二審で無期に減刑）三十二年・佐々木茂子（仙台・強盗殺人・二審で無期に減刑）三十六年・杉村サダメ（熊本・強盗殺人）三十八年・小林カウ（栃木・殺人）そして五十五年の板橋治江（仮名＝東京・殺人・二審審理中）さらに五十七年の永田洋子（東

京・殺人・二審審理中」と続く。

このうち、山本宏子は、死刑確定後、大阪拘置所内で強度のノイローゼ状態となり、恩赦で無期に減刑された。従って、死刑が決まり、実際に絞首台にのぼったのは、小林カウ（四十五年六月十一日・東京拘置所にて執行）と杉村サダメ（四十五年九月十九日・福岡拘置所にて執行）の二人だけである。

五年前に一審（東京地裁）で死刑判決を受けた板橋治江の場合、まだ刑が確定したわけではない。それどころか、二つ目に起訴された殺人（夫殺しの容疑）は、実は自殺で、自分はやっていない、と無実を主張、東京高等裁判所に控訴して、現在（昭和六十年六月）係争中の身である。治江は、昭和七年三月十日生まれ、今年（六十年）五十三歳の誕生日を東京・小菅の東京拘置所で迎えた。身柄を拘束されて満七年が過ぎようとしている。治江のところへ面会に訪れるのは、弁護士、近所の親しくしていた知人、小学校のころの友人らである。

いまの治江にとって面会は何よりの楽しみだが、とりわけうれしいのは、念願通り歯科医師となった一人息子の照夫が会いに来てくれたときだ。治江が警視庁深川署に逮捕されたとき、歯科大の四年生だった一人息子は、嵐のような環境の中で、ともかくにも一人前の歯科医師になった。獄中の母は、面会にやってきた息子を見るたびに、涙を流して「すまない、すまない」を繰り返している。

板橋治江が逮捕され、起訴された二つの殺人とはどんな事件で、いつ、どのようにして起こったのか。

私が、初めて板橋治江の存在を知ったのは、五十六年晩秋であった。当時、全国五カ所にある女子刑務所の取材をはじめようとしていて、死刑判決を受けた女性被告のいることを聞いた。

「第二次大戦後の混乱期には単純な殺人でも死刑を言い渡されることがままあったが、戦後三十八年たった現在では単純な殺人で死刑になることはまず皆無といってよい。死刑が言い渡されるには、そ

の犯情が例えば群馬県榛名山麓一帯で八人の女性を暴行のうえ殺害した大久保清のように、およそ万人をして『死刑は当然』と納得せしめるような場合に限られるようだ」(『死刑の考現学』)。

この考えは法曹界でも一般社会でも定着しつつある。最近の例でみるなら、千葉の女医殺しの求刑が懲役十五年、京都の警察官・ピストル射殺事件の一審判決が懲役十年、東京・世田谷の制服警官による女子大生殺人が一審、二審とも無期懲役、東京・深川の通り魔殺人事件は心神耗弱状態にあったとして無期懲役といった具合である。五十六年には東京高裁で連続四人を射殺した永山則夫に対し、一審の死刑判決を破棄し、無期懲役にする判決があった。このときは、死刑制度そのものの存廃にまで論議が及び、世論が沸いた。最近で死刑判決があったのは、千葉の両親殺し(一審)と、大阪電解幹部殺人が最高裁で被告側の上告を退けて死刑確定したぐらいいで、四月二十四日に一審判決があった新宿バス放火事件も「極刑をもって処断すべきである」が犯行時は耗弱状態で無期になっていた(いずれも五十九年)。それだけに、小林カウ(三十八年一審判決)以来、十七年ぶりに下された女性への死刑判決の内容、裁判官が「宣告」するに至った理由など大いに関心があった。

女子受刑者の実態を知りたいという本来の目的から多少はずれることになるかも知れない。そうは思いつつも、私は、そのことから関心をそらすことが出来なかった。ある日、控訴後も主任弁護人を引き受けている寺井一弘弁護士を、霞が関に近い西新橋の事務所にたずねた。年が改まって、昭和五十七年になっていた。

大柄で体格のいい寺井は、童顔で若く見える。三十五、六か、あるいは四十前後であろうか。名刺を交換すると「どうぞどうぞ」と、狭い事務所に響き渡るような大きな声で応じたあと「で、どんなご用件でしょうか」と、声を落とした。めがねの奥の光った目は、童顔の中にすわっているだけに、いっそう鋭い感じがする。板橋治江死刑判決の件で、とは電話で告げてあるから、およその察しはつ

いているはずであった。

弁護士をたずねた日から一カ月後、私は、岐阜の笠松刑務所にいた。五十七年の春である。

法務省矯正研修所教官から笠松刑務所長として着任したばかりの久我澤子（みづか）の案内で、所内の作業所など各施設を見せてもらっているときだった。運動場で体操をしている受刑者の集団に行きあった。

「ほら、あの前列の右端にいる人がそうですよ」

通りすぎてすぐ、久我が目顔で教えてくれた。私は忘れものを取りに帰るふりをして体操の集団の前をもう一度歩いた。そして身長一六〇センチはありそうな、大柄な女性を目に焼きつけた。

そうか、あれが田中美和子なのか。

笠松でも何人かの受刑者にインタビューさせてもらうことになっていた。罪名別に、例えば、殺人でも夫殺し、子殺しというふうに条件をつけることはあっても、特定の個人名をあげることはなかった。どこの、誰が、何の罪で受刑しているかなど、事前にわかるはずもなかったから意味のないことであつた。だが、笠松に服役中の田中美和子だけは違った。彼女が、どこの誰で、何の罪を犯したために現在、刑務所に服役しているのかを、私はすべて知りつくしている。

田中美和子は、板橋治江の経営するバー「マリ」のホステスであつた。治江は、美和子を妹のように可愛がり、面倒をみていた。あるいは、ホステスとして重宝に思っていた。美和子には、働きのない、ヒモのような内縁の夫がいた。岡村という名だった。あるとき、治江と美和子の間で岡村を殺してしまおうということになった。相談し、バーテンら二人の男に協力を求め、四人がかりで殺してしまった。四人はあつけなく逮捕された。美和子と治江は、お互いに「自分が持ちかけたのではない」

と主張した。その過程で、美和子が、ある衝撃的な告白をした――。

ともかく、彼女らは起訴された。裁判の結果、美和子は、懲役十八年、治江は、“もう一つの殺人”もあって、死刑の判決を受けた。美和子は一番で服役したが、治江の方は、“もう一つの殺人”は自殺で、岡村殺しの方も従犯的立場だったと控訴している。それらの事を弁護士のところから借り出した判決文その他の関係書類で熟知していた。かつて雇い主と従業員、それ以上に親しかった板橋治江と田中美和子は、いま、相対立する立場にある。

「田中に会わせてもらえませんか」

私は、さりげなく、久我に切り出した。

「本人次第ですね」

笠松刑務所長はしばらく間を置いてそう答えた。

内縁の夫、岡村を殺して懲役十八年の刑で服役中の田中美和子に事件のことを改めて聞くつもりはない。雇い主であった板橋治江のことについても恐らく何も話さないであろう。一緒になって岡村を殺した美和子と治江は、いま利害が対立している。だが、せめて現在の心境ぐらいは知りたいし、二人の間にあった雰囲気のようなものをつかみたい。漠然とそう思っていた。所長は、彼女が会ってもいいと言え、本来予定していた受刑者インタビューの中の一人として応じさせると言ってくれた。だが、田中美和子は、「一切誰にも会いたくない」と拒否した。

帰京後、しばらくして、毎日新聞夕刊のノンフィクション・シリーズで「長い午後」の連載を開始した（五十八年二月毎日新聞社刊）。日常の多忙にまぎれて板橋治江への関心は途切れがちになったが、それでも時々、思い出したように関係書類を出しては繰り返し読んでみた。起訴状、冒頭陳述書、論告要旨、弁論要旨、判決文、そして控訴趣意書、答弁書。東洋大社会学部助教授・稲木哲郎による板

橋治江、田中美和子両者の供述についての分析と意見書。板橋、田中両人の員面調書（警察官が取り調べた調書）と検面調書（検事が取り調べた調書）。公判記録。板橋治江から寺井弁護士あての長文の書簡。膨大なそれらの関係書類は、何度か繰り返して読まなければ、筋立てすら頭に入っていないほど複雑だった。そして微妙な点で肝心なことが食い違っている。しかし、何度も読み進むうちに全体の輪郭がつかめるようになってきた。意外なところで、意外な事実が出てくる。推理小説よりよほど入り組んでいた。殺した者が加害者で、殺された者が被害者であるのが普通だが、一概にそうとも言えない。「長い午後」の取材のさい、和歌山刑務所保安課長の設楽利子（現在、笠松刑務所管理部長）が「女子の犯罪の特徴は、特に殺人事件の場合、加害者が、その実、被害者でもある点です」と言っていたのを思い浮かべた。この事件では、当事者、つまり殺した者、殺された者以外にも被害者、加害者がいる。

ここに、人生のありとあらゆることが凝縮されている。私には、そう思えた。この事件をノンフィクションとして書きたい。書かなければならない。書くとするば、新聞連載が一番インパクトがある。しかし、現に裁判は、高裁に移って進行中である。当然のことながら、検察、弁護両者の主張は真つ向から対立している。そんな状況下で果たして新聞連載が可能かどうか。

戦後、女性で死刑の判決を受けたものは、これまでに七人であることは先に触れた。そのうち、二審で無期に減刑されたり、現在控訴して係争中の者を除き、死刑が確定したのは三人で、さらに実際に処刑されたのは二人にすぎない。

板橋治江の事件に興味をおぼえ、死刑判決というものに関心を持つにしたがって、確定者三人の犯罪内容をあらかじめ知って頭に入れておきたいと思った。

最初の死刑確定者は、山本宏子である。

山本宏子には、夫と七人の子供がいたが、夫が病弱で一家の生活は、借金に頼るしかなく、一方で返済を迫られていた。途方にくれた宏子は、昭和二十四年六月、姫路市の知人の家に鎌を持って押入り、寝ていた老夫婦を殺害、衣類や現金（二万八千円）を奪った。そのうえ、犯行をかくすために同家に放火した。

勢藤修三著『死刑の考現学』によると「山本は、強盗殺人、放火で死刑を言い渡され、確定、戦後初の女性死刑囚となった。彼女は残された病弱の夫と七人の子供を案ずる思いが嵩じて極度の拘禁性ノイローゼとなったため、執行不能となり中央更生保護審査会は四十四年九月、恩赦相当の結論を出し、無期に減刑のうえ、仮釈放となった。彼女は、奈良県大和郡山市に帰宅したが恩赦後間もなく死亡した。ちなみに彼女が拘禁性ノイローゼにかかる前に獄中で作った句に『食卓に汗の指もて子の名書く』というのがある。犯行の動機に同情すべき点があるということなどが恩赦の理由にされたのはなかるうか」とある。

二人目は、杉村サダメである。杉村は熊本市内で三人の行商人を毒殺した犯人としかわからない。三十六年一審死刑判決、その後確定し、四十五年九月十九日、福岡拘置所で刑を執行された。そのさいの態度が落ち着いていて、なかなか立派だったらしい。当時、九州の釐刑務所管理部長だった久我澤子も「杉村の最後は悪びれたところがなく実に素直で、死への恐怖を克服していた」という噂を聞いている。

三人目の確定者は、小林カウである。小林は、三十八年、杉村の二年後に一審判決を受けたが、死刑執行は、三カ月早く、同じ四十五年の六月十一日、女性の処刑として戦後初めてであった。小林も杉村ほどであったかどうかはわからないが、死を恐れるふうはなかったと言われている。那須塩原温

泉を舞台にしたいいわゆる「日本閣事件」として有名である。動機も内容もまったく異なるが「夫殺し」発覚のパターンが板橋治江の事件と似ている。

「日本閣事件」の小林カウが殺人容疑で警察に逮捕されたのは、昭和三十六年二月二十日である。

事件報道は、発生か逮捕のときが一番大きく、自供、起訴、裁判と次第に扱いが小さくなってゆき凶悪事件の場合判決の段階でふたたび段数を立てた見出しで記事になるというケースが多い。「日本閣事件」はその逆で、逮捕以後、後になるほど大きく扱われた。全面自供、さらに夫殺し発覚と、社会面をほとんどつぶしたような大々的な報道となった。小林逮捕の模様を当時の新聞はこう報じている。

「【大田原】栃木県塩谷郡塩原町塩原温泉『ホテル日本閣』の経営者、生方鎌輔（五三）と妻ウメさん（四九）の二人が昨年三月から相ついで姿を消し、ナゾの失跡事件と付近のウワサになっていた。ところが栃木県警と大田原署の捜査で『日本閣』に共同出資していた同町福渡、物産店経営、小林カウ（五二）が同館の乗っ取りを計画、同館の雑役夫をしていた大貫光吉（三七）と鎌輔の三人で共謀、まずウメさんを殺し、さらに鎌輔を殺したものとわかり、二十日午後、二人を逮捕した。大貫は犯行を自供した。」

調べによると、小林は、昨年三月はじめ日本閣の乗っ取りを計画した。まず同館の改築費に六十余万円を出資、鎌輔とネンゴロになり、三月六日、同人と共謀、大貫を仲間にひき入れ、寝ていたウメさんを棒で殴り殺し、自宅近くに埋めた。その後小林は、日本閣で鎌輔と夫婦気取りで生活していたが、しだいに鎌輔が邪魔になってきた。昨年十一月ごろ大貫に『二人で日本閣を経営しよう』と誘い、十二月三十一日夕刻、三人が日本閣でコタツに入っていたとき、大貫が生方の首をなわで絞め、さらにナイフで顔を刺して殺害、死体は翌一月一日、同ホテル新館の床下に埋めたという」（三十六年二月